

昭和五十八年総理府令第一号

警備業法施行規則

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、警備業法施行規則（昭和四十七年総理府令第六十四号）の全部を次のように改正する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 警備業の認定等の手続（第三条—第二十六条）
第三章 警備業務（第二十七条—第三十七条）
第四章 教育等

第一節 教育及び指導監督（第三十八条—第四十四条）
第二節 登録講習機関（第四十五条—第五十二条）

第五章 機械警備業（第五十三条—第六十五条）
第六章 監督（第六十六条—第七十条）
附則

第一章 総則

（申請書又は届出書の通数）

第一条 警備業法（以下「法」という。）及びこの府令の規定により都道府県公安委員会（法第五十三条の規定により道公安委員会の権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。以下「公安委員会」という。）に提出すべき申請書又は届出書の通数は、一通とする。
(警備業務用機械装置)

第二条 法第二条第五項の内閣府令で定める装置は、電話その他送信者の音声を送信し、及び受信するための装置以外の装置とする。

第二章 警備業の認定等の手続
(認定等の申請)

第三条 法第五条第一項に規定する認定申請書（以下「認定申請書」という。）及び法第七条第四項において準用する法第五条第一項に規定する認定更新申請書（以下「認定更新申請書」という。）の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

2 認定申請書又は認定更新申請書を提出する場合においては、主たる営業所の所在地の所轄警察署長を経由しなければならない。
個人である場合は、次に掲げる書類

第四条 法第五条第一項（法第七条第四項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。
個人である場合は、次に掲げる書類

イ 警備員指導教育責任者資格者証（以下「指導教育責任者資格者証」という。）の写し

イ 履歴書及び住民票の写し（住民基本台帳法）

法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）

ハ 同法第三条第一号から第八号まで及び第十号に掲げる者のいずれにも該当しないことを記載したものに限る。）

ハ 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により從前の例によることとされる準禁治産者は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書

ハ 法第三条第六号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書

ホ 精神機能の障害に関する医師の診断書（法第三条第七号に掲げる者に該当しないことが明らかであるかどうかの別を記載したものに限る。）

二 法第三条第六号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書を受けているものにあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該営業の許可を受けていることを証する書面（警備業者の相続人である未成年者で警備業に関し営業の許可を受けていないものにあつては、被相続人の氏名及び住所並びに警備業に係る主たる営業所の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るいかなる場合においては、その法人に係る次号イからハまでに掲げる書類）

ハ 法第三条第一号から第三号まで、第十号及び第十一号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ハ 誠実に業務を行ふことを誓約する書面
ハ 第一号イ、ハ及びニに掲げる書類
ニ 法第二十二条第四項各号に掲げる者のいざれにも該当しないことを誓約する書面
ハ 公安委員会は、認定申請書又は認定更新申請書を提出した者（警備業者の相続人である未成

年者で警備業に関し営業の許可を受けていないものである場合にあつては、その者に法第五十一条に規定する医師の診断を受けることを求めるものとする。

2 認定をした公安委員会の名称及び認定の番号

ハ 認定を行おうとする日の前日までに提出しなければならない。

ニ 法第九条第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

ニ 認定をした公安委員会の名称及び認定の番号

ハ 認定を行おうとする日の前日までに提出しなければならない。

ニ 法第九条第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

ニ 認定を行おうとする日の前日までに提出しなければならない。

所の所在地（当該営業所が二以上ある場合にあつては、そのいづれか一の営業所の所在地）の所轄警察署長を経由して、当該都道府県の区域内で警備業務を行おうとする場合（営業所を設けようとする場合を除く。）にあつては、当該警備業務を行おうとする場所（当該場所が二以上ある場合にあつては、そのいづれか一の場所）の所轄警察署長を経由して、当該営業所を設けようとする場合にあつては、當該警備業務を行おうとする場合にあつては、當該場所が二以上ある場合にあつては、そのいづれか一の場所）に提出しなければならない。

第十二条 法第九条第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

二 法第九条第三号の内閣府令で定める事項は、別記様式第二号のとおりとする。

（標識の閲覧）

第五条 法第五条第三項の規定による通知は、理由付した通知書を交付して行うものとする。

（標識の様式）

第六条 法第六条第一項の内閣府令で定める様式は、別記様式第二号のとおりとする。

（標識の閲覧）

第七条 法第六条第一項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいづれかに該当する場合とする。

一 常時使用する従業者の数が五人以下である場合

二 当該警備業者が管理するウェブサイトを有していない場合

三 前号の営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに、選任する指導教育責任者の氏名及び住所

四 第十二条第一項の規定による公衆の閲覧は、当該警備業者のウェブサイトへの掲載により行なうものとする。

第五条 法第七条第一項の規定による有効期間の更新の申請は、法第四条に規定する認定（以下「認定」という。）の有効期間の満了日の三日前までに行わなければならない。（認定の有効期間の更新）

第六条 法第七条第一項の規定による有効期間の更新の申請は、法第四条に規定する認定（以下「認定」という。）の有効期間の満了日の三日前までに行わなければならない。（認定の有効期間の更新）

第七条 法第七条第二項の規定により有効期間を更新したときは、更新を申請した者にその旨を通知するものとする。（通知の方法）

第八条 法第七条第一項の規定による有効期間の更新の申請は、法第四条に規定する認定（以下「認定」という。）の有効期間の満了日の三日前までに行わなければならない。（認定の有効期間の更新）

第九条 法第七条第二項の規定により有効期間を更新したときは、更新を申請した者にその旨を通知するものとする。（通知の方法）

第十条 法第七条第三項の規定による通知は、理由付した通知書を交付して行うものとする。（営業所の届出等）

第十二条 法第九条に規定する届出書の様式は、別記様式第四号のとおりとする。

2 前項の届出書は、当該都道府県の区域内に営業所を設けようとする場合にあつては当該営業所

第十六条 法第十一条第一項の内閣府令で定める事項は、廃止の年月日及び廃止の事由とする。
(法第五条第一項各号に掲げる事項の変更の届出)

第十七条 法第十一条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第六号のとおりとする。

2 前項の届出書は、主たる営業所の所在地の所轄警察署長及び第二十二条第二項第一号の規定により経由すべきこととされる警察署長を経由して、警備業を廃止した日から十日以内に提出しなければならない。

第十八条 法第十一条第一項の内閣府令で定める事項は、当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由とする。

第十九条 法第十一条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

一 第四条第一項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類

二 法第十一条第二項に規定する事項に変更があつたことを理由とする届出にあつては、同項に規定する他の公安委員会の名称を記載した書面

三 都道府県の区域を異にして主たる営業所を変更したことを理由とする届出にあつては、法第五条第一項第二号及び第三号に掲げる事項(変更後の主たる営業所の所在する都道府県の区域内に所在する営業所及び当該区域内で行う警備業務に係る営業所に係るもの)を除く。)を記載した書面

第二十条 削除
(法第九条第三号に掲げる事項の変更の届出)

第二十一条 法第十一条第三項において準用する同条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第七号のとおりとする。ただし、当該都道府県の区域内において警備業務を行わないこととなつた場合の届出に係る届出書については、別記様式第八号のとおりとする。

2 前項本文の届出書は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める警察署長を経由して、当該変更の日から十日以内に提出しなければならない。

二　主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で当該都道府県の区域外に所在する営業所に係る警備業務を行い又は行わないこととなつたことを理由として当該届出書を提出する場合、主たる営業所の所在地の所轄警察署長は、前項第一号の規定により経由すべきこととされた警察署長（当該区域内に主たる営業所が所在していた場合にあつては、都道府県の区域を異にして当該営業所を変更する前のその所在地の所轄警察署長）

三　第一項ただし書の届出書は、前項第一号の規定により経由すべきこととされた警察署長を経由して、警備業務を行わないこととなつた日から十日以内に提出しなければならない。

第二十二条　法第十一条第三項において準用する同条第一項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　第十三条に規定する書類のうち、当該変更事項に係る書類

二　第二十一条第二項第一号の規定により経由すべきこととされる警察署長の管轄区域内において警備業務を行わないこととなつた場合（当該変更に係る公安委員会の管轄区域内において警備業務を行わないこととなつた場合を除く。）の届出にあつては、当該公安委員会の管轄区域内に営業所が所在するときは当該区域内外の警備業務を行う場所（当該営業所が二以上ある場合には、そのいずれか一の営業所の所在地）の所轄警察署長の名称を、当該区域内外に営業所が所在しないときは当該区域内外の警備業務を行う場所（当該場所が二以上ある場合には、そのいずれか一の場所）の所轄警察署長の名称を記載した書面

第二十四条　前条第二号に規定する届出に係る届出書の提出は、第二十一条第二項第一号の規定により経由すべきこととされる警察署長に代え、当該届出書に添付した前条第二号に掲げる書面にその名称を記載した所轄警察署長を経由して行うことができる。

二　前条第二号に規定する届出をした警備業者については、前項に規定する所轄警察署長を第一

第三十一条 法第十六条第二項の内閣府令で定められたる警備業務は、第十四条各号に掲げる警備業務を除く。各号に掲げる事項を明記しなければならない。

（服装等の変更の届出）

第三十二条 法第十六条第三項及び法第十七条第三項に規定する届出書の様式は、別記様式第十一号のとおりとする。

前項の届出書は、主たる営業所の所在地の轄警察署長又は第二十一条第二項第一号の規定期間により経由すべきこととされる警察署長を経由して、当該変更に係る服装の使用又は護身用具の携帯の開始の日の前日までに提出しなければならない。

法第十六条第三項及び法第十七条第二項において準用する法第十一項の内閣府令で定める事項は、当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由とする。

法第十六条第三項及び法第十七条第二項において準用する法第十一項の内閣府令で定める書類は、第三十条に規定する書類のうち該変更事項に係る書類とする。

（書面の交付）

第三十三条 法第十九条第一項の規定により警備業務の依頼者に対し交付する契約の概要について記載した書面には、当該契約に係る次の事項を明記しなければならない。

一 法第二条第一項第一号の警備業務（機械敷設業務を除く。）を行う契約にあつては、契約に掲げる事項

イ 警備業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人があつては代表者の氏名

ロ 警備業務を行う日及び時間帶

ハ 警備業務対象施設の名称及び所在地

ニ 警備業務に従事させる警備員の人数及び担当業務

本 警備業務に従事させる警備員が有する知識及び技能

へ 警備業務に従事させる警備員が用いる服装	ト 警備業務を実施するために使用する機器又は各種資機材
チ 警備業務対象施設の鍵の管理に関する事項	リ 警備業務対象施設における盗難等の事故発生時の措置
ヌ 報告の方法、頻度及び時期その他の警備業務の依頼者への報告に関する事項	ル 警備業務の対価その他の当該警備業務の依頼者が支払わなければならない金銭の額
ヲ ラルの金銭の支払の時期及び方法	カ 警備業務を行う期間
ワ 警備業務を行なう期間	ヨ 警備業務の再委託に関する事項
タ 免責に関する事項	ヲ 損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項
シ ルト契約の変更に関する事項	カ 警備業務に係る苦情を受け付けるための窓口
ナ 特約があるときは、その内容	ソ 譲り受けた警備業務に係る苦情を受け付けるための窓口
二 法第二条第一項第二号の警備業務を行う契約にあつては、次に掲げる事項	レ 契約の更新に関する事項
ハ イヤー警備業務を行うこととする場所	タ 譲り受けた警備業務に係る苦情を受け付けるための窓口
ロ 警備業務を行うこととする場所における負傷等の事故発生時の措置	ヲ 譲り受けた警備業務に係る苦情を受け付けるための窓口
ハ 前号イ、ロ、二からトまで及びヌからナまでに掲げる事項	シ 法第二条第一項第三号の警備業務を行なう契約にあつては、次に掲げる事項
二 法第二条第一項第三号の警備業務を行なう契約にあつては、次に掲げる事項	ハ 法第二条第一項第二号の警備業務を行なう契約にあつては、前条第一項第一号ロ、二からトまで及びヌ並びに同項第二号イ及びロに掲げる事項
ハ 本法第二条第一項第一号からナまでに掲げる事項	二 法第二条第一項第三号の警備業務を行なう契約にあつては、前条第一項第一号ロ、二からトまで及びヌ並びに同項第三号イからホまでに掲げる事項
二 法第二条第一項第三号の警備業務を行なう契約にあつては、次に掲げる事項	三 法第二条第一項第二号の警備業務を行なう契約にあつては、前条第一項第一号ロ、二からトまで及びヌ並びに同項第三号イからホまでに掲げる事項
ハ 本法第二条第一項第一号からナまでに掲げる事項	一 法第二条第一項第四号の警備業務を行なう契約にあつては、前条第一項第一号ロ、二からトまで及びヌ並びに同項第四号イ及びロに掲げる事項
二 法第二条第一項第四号の警備業務を行なう契約にあつては、前条第一項第一号ロ、二からトまで及びヌ並びに同項第五号イからホまでに掲げる事項	五 機械警備業務を行う契約にあつては、前条第一項第一号からソまで、ネ及びナまでに掲げる事項

四 法第二条第一項第四号の警備業務を行う契約にあつては、次に掲げる事項	イ 警備業務の対象となる者の氏名及び住所又は居所
ハ 第一号イ、ロ、ニからトまで及びヌからナまでに掲げる事項	ハ 第一号イ、ロ、ニからトまで及びヌからナまでに掲げる事項
五 機械警備業務を行う契約にあつては、次に掲げる事項	ハ 第一号イ、ロ、ニからトまで及びヌからナまでに掲げる事項
一 法第十九条第三項の内閣府令で定める機械警備業務を行なう契約にあつては、前条第一項第一号からナまでに掲げる事項	ハ 第一号イ、ロ、ニからトまで及びヌからナまでに掲げる事項
二 法第十九条第二項第一号の内閣府令で定める機械警備業務を行なう契約にあつては、前条第一項第一号ロからナまでに掲げる事項	ハ 第一号イ、ロ、ニからトまで及びヌからナまでに掲げる事項
三 法第十九条第三項前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、警備業務の使用者に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法	ハ 第二十九条第三項前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、警備業務の使用者に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
四 法第二条第一項第四号の警備業務を行なう契約にあつては、前条第一項第一号ロ、二からトまで及びヌ並びに同項第三号イからホまでに掲げる事項	ハ 第二十九条第三項前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、警備業務の使用者に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
五 機械警備業務を行なう契約にあつては、前条第一項第一号からソまで、ネ及びナまでに掲げる事項	ハ 第二十九条第三項前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、警備業務の使用者に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

第三十五条 法第十九条第一項及び第二項の書面を警備業務の依頼者に交付する場合は、警備業務の依頼者に当該書面を十分に読むべき旨を告げて交付する方法その他他の警備業務の依頼者が当該書面の記載内容を了知する方法により交付しなければならない。	（情報通信の技術を利用する方法）
第三十六条 法第十九条第三項の内閣府令で定める機械警備業務を行なう契約にあつては、前条第一項第一号からナまでに掲げる事項	（教育）
一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの	第三十八条 法第二十一条第二項の規定による警備員に対する教育（以下「警備員教育」といいう。）は、基本教育、業務別教育並びに必要な機械警備業務に関する知識及び技能の向上のための教育とする。
二 ファイルへの記録の方式	第一節 教育等
第三十七条 警備業法施行令第一条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。	（教育）

備考	一 新たに警備業務に従事させようとする警備員
	二 現に警備業務に従事させている警備員
	三 一 警備員の区分

法第二条第一項第二号の整備業務	法第二条第一項第四号の警戒業務	法第二条第一項第三号の警備業務	法第二条第一項第二号の警戒業務
イ 当該警備業務を適正に実施すること。	イ 他人若しくは車両の雜踏する場所における車両及び歩行者の誘導の方針に関すること。	イ 車両及び歩行者の方針に関すること。	イ 車両及び歩行者の方針に関すること。
ロ 当該警備業務を実施するため必要な各種資機材の使用方法に関すること。	ロ 他人又は車両の雜踏する場所における車両及び歩行者の誘導の方針に関すること。	ロ 他人又は車両の雜踏する場所における車両及び歩行者の誘導の方針に関すること。	ロ 他人又は車両の雜踏する場所における車両及び歩行者の誘導の方針に関すること。
ハ 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関すること。	ハ 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関すること。	ハ 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関すること。	ハ 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関すること。

機械警備業務	二人の身体に対する危害の発生を防止するためにるべき避難等の措置に關すること。 本その他当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に關すること。
備考	イ 当該機械警備業務を実施するために使用する警備業務用機械装置の機能に關すること。 ロ 警備業務用機械装置による警戒及び指令の方法に關すること。 ハ 指令業務に從事する警備員と現場に向かう警備員との間の連絡の方法に關すること。
業務別	二 地基局において盜難等の事故の発生に関する情報を受信した場合における不審者又は不審な物件の発見その他現場における事実の確認の方針に關すること。
教育	本その他当該機械警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に關すること。
訓練	一 基地局において、講義的方法及び実技訓練の方法により、警備業務の区分ごとに、当該警備業務の区分に係る指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。ただし、次の各号に掲げる警備員に係る業務別教育については、それぞれ当該各号に定める時間数は、当該教育を受けるべき警備員一人に対して警備業務の区分に応じた一人以上の指導教育責任者、これと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者又は二年以上継続して當該警備業務に從事している警備員が行う実地教育の方法によることができる。
実地	一 次項の表の一の項及び七の項に掲げる警備員、これらの項の下欄に掲げる教育時間数のうち、業務別教育の時間数を二で除した時間数(当該時間数に三十分以上一時間未満の端数があるときは一時間に切り上げ、三十六分未満の端数があるときは切り捨てるものとする。第四号において同じ)又は五時間のいずれか少ない時間数を超えない時間数
教育	二 次項の表の二の項に掲げる警備員 同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、五時間を超えない時間数
訓練	三 次項の表の三の項に掲げる警備員 同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、二時間を超えない時間数

<p>四 次項の表の六の項に掲げる警備員 同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、業務別教育の時間数を二で除した時間数又は二時間のいずれか少ない時間数を超えない時間数</p> <p>三 新たに警備業務に従事させようとする警備員（合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させようとするもの、指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させようとするもの並びに合格証明書又は指導教育責任者資格者証（法第二条第一項第一号の警備業務に係るもの）を除く。）及び機械警備業務の管理者資格者証の交付を受けている警備員で機械警備業務に従事させようとする教育は、次の表の上欄に掲げる警備員の区分に応じ、同表の中欄に掲げる教育の種類について、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。</p>							
警備員の区分							
一二の項から七の項までに掲げる警備員以外の警備員							
育別業務時間	育別業務時間	育別業務時間	育別業務時間	教別業務時間	教別業務時間	教別業務時間	教別業務時間
育別業務時間	育別業務時間	育別業務時間	育別業務時間	教別業務時間	教別業務時間	教別業務時間	教別業務時間

該警備業務に従事した期間が通算して一年以上であるもの	四機械警備業務管理者資格者証の交付を基本受けている警備員で機械警備業務に従事させようとするもの（五の項及び六の項に掲げる警備員を除く。）	五機械警備業務管理者資格者証の交付を基本受けている警備員で機械警備業務に従事させようとするもののうち、最近三年間に警備業務に従事した期間が通算して一年以上であるもの又は警察官の職にあつた期間が通算して一年以上であるもの	六最近三年間に業務別教育に係る警備業務の区分の警備業務に従事した期間が教育別教育を基本として一年以上ある警備員で当該及び区分の警備業務に従事させようとする警備員を除く。）	七最近三年間に業務別教育に係る警備業務に従事した期間が教育別教育を基本として一年以上ある警備員で当該及び区分の警備業務に従事させようとする警備員を除く。）
二合格証明書の交付を受ける業務別教育	二合規格証明書の交付を受ける警備員の区分	一二の項に掲げる警備員以外の警備員	二二の項に掲げる警備員	二二の項に掲げる警備員
六時間	教育時間数	十時間	十時間	十時間

5 現に警備業務に従事させている警備員（合格証明書（国家公安委員会が定めるものに限る。）の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させているもの及び指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員の区分について、毎年度、同表の下欄に掲げる教員時間数以上行うものとする。）	6 警備員教育は、第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書に記載する教育計画に基づき、適切かつ効果的に行わなければならない。（指導教育責任者の選任）
3 専任の指導教育責任者が置かれている営業所に近接する営業所でその属する警備員の数が五人以下であるものについて、当該指導教育責任者が当該営業所において取り扱う警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証の交付を受けた場合	二二以上の警備業務の区分を取り扱う一の営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに専任の指導教育責任者として置かなければならぬ。二二以上の警備業務の区分を取り扱う一の営業所において、これらの警備業務の区分ごとに専任の指導教育責任者として置かなければならぬ。

3 専任の指導教育責任者が置かれている営業所に近接する営業所でその属する警備員の数が五人以下であるものについて、当該指導教育責任者が当該営業所において取り扱う警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証の交付を受けた場合	第四十条 法第二十二条第一項の内閣府令で定める業務は、次のとおりとする。 一 第六十六条第一項第四号に掲げる指導計画を作成し、その計画書に基づき警備員を実際に指導し、及びその記録を作成すること。 二 第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書を作成し、及びそれに基づく警備員教育の実施をすること。
二 合格証明書の交付を受ける業務別教育	二二の項に掲げる警備員の区分
六時間	教育時間数

3 専任の指導教育責任者が置かれている営業所に近接する営業所でその属する警備員の数が五人以下であるものについて、当該指導教育責任者が当該営業所において取り扱う警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証の交付を受けた場合	第四十一条 法第二十二条第二項に規定する指導教育責任者資格者証の様式は、別記様式第十二号のとおりとする。（指導教育責任者資格者証の交付の申請）
二 合格証明書の交付を受ける業務別教育	二二の項に掲げる警備員の区分
六時間	教育時間数

該届出書に添付した前条第一号に掲げる書面にその名称を記載した所轄警察署長を経由して行うことができる。前条に規定する所轄警察署長を第五十三条第二項の規定により経由すべきこととされた警察署長とみなして、この府令の規定を適用する。

(機械警備業務管理者の選任)

第六十条 法第四十二条第一項の規定により選任される機械警備業務管理者は、基地局ごとに専任の機械警備業務管理者として置かなければならぬ。

(機械警備業務管理者の業務)

第六十一条 法第四十二条第一項の内閣府令で定める業務は次のとおりとする。

一 警備業務用機械装置による警備業務対象施設の警戒、警備業務用機械装置の維持管理その他の警備業務用機械装置の運用を円滑に行うための計画を作成し、その計画に基づき警備業務用機械装置の運用を行うように警備員その他の者を監督すること。

二 指令業務に関する基準を作成し、その基準により指令業務を統制するため指令業務に従事する警備員を指導すること。

三 警備員に対し、警察機関への連絡について指導を行うこと。

四 法第四十四条に規定する書類の記載について監督すること。

五 機械警備業務の管理について機械警備業者に必要な助言をすること。

(機械警備業務管理者資格者証の様式)
第六十二条 法第四十二条第二項に規定する機械警備業務管理者資格者証の様式は、別記様式第二十号のとおりとする。

(機械警備業務管理者資格者証の交付等の申請)
第六十三条 第四十二条の規定は機械警備業務管理者資格者証の交付を受けようとする者について、第四十三条の規定は機械警備業務管理者資格者証の書換え又は再交付を受けようとする者について準用する。この場合において、第四十二条第三項第一号中「法第二十二条第二項第一号」とあるのは「法第四十二条第一項第一号」と、同項第一号中「並びに法第二十二条第四項各号」とあるのは「精神機能の障害に関する医師の診断書(法第四十二条第三項において読み替えて準用する法第二十二条第四項第二号)」により記載されるべき事項が、当該情報の受信の日から一年間、備えておかなければならぬ。

(電磁的方法による記録)

第六十五条 法第四十四条各号に掲げる事項が、当該情報の受信の日から一年間、備えておかなければならぬ。

規定期定する国家公安委員会規則で定める者に該当しないことが明らかであるかどうかの別を記載したものに限る。)並びに法第四十二条第三項において読み替えて準用する法第二十二条第四項各号」と、第四十三条中「当該指導教育責任者資格者証」とあるのは「当該機械警備業務管理者資格者証」と読み替えるものとする。

2 公安委員会は、機械警備業務管理者資格者証の交付を受けようとする者が法第四十二条第三項において読み替えて準用する法第二十二条第四項第二号に規定する国家公安委員会規則で定める者に該当するかどうかを判断するため必要があると認めるときは、その者に法第五十一条に規定する医師の診断を受けることを求めるものとする。

(書類の備付け)

第六十四条 法第四十四条第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 基地局及び待機所の位置並びに待機所ごとの警備業務対象施設の所在する地域(地図上に記載するものとする)。

二 待機所ごとに、市町村の区域(指定都市にあつては、区又は総合区の区域)ごとの警備業務対象施設の数(別記様式第二十一号により記載するものとする)。

三 警備業務対象施設ごとに、待機所から警備業務対象施設までの路程及び基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合にその受信の時から警備員が現場に到着する時までに通常要する時間

四 待機所ごとに、配置する車両その他の装備の種類ごとの数量

五 盗難等の事故の発生に関する情報を受信した日時、その情報に係る警備業務対象施設の名称及び所在地並びにその情報に応じて講じた措置及びその結果(その情報に応じて警備員を現場に向かわせた場合にあつては、当該受信の時から警備員が現場に到着する時までに要した時間を含む)。

六 前項第五号に掲げる事項を記載した書類は、当該情報の受信の日から一年間、備えておかなければならぬ。

7 前項第五号に掲げる事項が、当該情報の受信の日から一年間、備えておかなければならぬ。

8 記載され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示させることができるときは、当該記録をもつて法第四十四条に規定する当該事項が記載された書類に代えることができる。

第六章 監督
(警備員の名簿等)
第六十六条 法第四十五条の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

第一次の事項を記載し、かつ、三年以内に撮影した無帽、正面、上三分身の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真(無背景のものに限る。)をはり付けて警備員の名簿

イ 氏名、本籍、住所、生年月日及び採用年月日並びに退職した場合は退職年月日

ロ 当該警備員に對して行つた警備員教育に係る実施年月日、内容、時間数及び実施者の氏名

イ 氏名、本籍、住所、生年月日及び採用年月日並びに退職した場合は退職年月日

ロ 当該警備員に對して行つた警備員教育に係る実施年月日、内容、時間数及び実施者の氏名

ハ 徒歩させる警備業務の内容

二 合格証明書の交付を受けている警備員にあつては、次に掲げる事項

ハ 1) 当該合格証明書に係る警備業務の種別

2) 当該合格証明書を交付した公安委員会の名称

3) 当該合格証明書の交付年月日

4) 当該合格証明書の番号

5) その他国家公安委員会規則で定める事項

6) 指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員にあつては、次に掲げる事項

ハ 1) 当該指導教育責任者資格者証を交付した公安委員会の名称

2) 当該指導教育責任者資格者証の交付年月日

3) 当該指導教育責任者資格者証の番号

4) 当該指導教育責任者資格者証を交付する事項

5) その他の警備業務の依頼者

6) 指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員にあつては、次に掲げる事項

ハ 1) 当該指導教育責任者資格者証を交付した公安委員会の名称

2) 当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分

3) 当該指導教育責任者資格者証を交付する事項

4) 当該指導教育責任者資格者証を交付する事項

5) その他の警備業務の依頼者

6) 指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員にあつては、次に掲げる事項

7) その他の警備業務の依頼者

8) 指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員にあつては、次に掲げる事項

9) その他の警備業務の依頼者

10) その他の警備業務の依頼者

11) その他の警備業務の依頼者

12) その他の警備業務の依頼者

13) その他の警備業務の依頼者

14) その他の警備業務の依頼者

15) その他の警備業務の依頼者

16) その他の警備業務の依頼者

17) その他の警備業務の依頼者

18) その他の警備業務の依頼者

19) その他の警備業務の依頼者

20) その他の警備業務の依頼者

(3) 当該機械警備業務管理者資格者証の番号

一 整備員ごとに、法第十四条第一項に規定する者に該当しないことを誓約する書面の提出を受けた旨その他同項に規定する者に該当しないことを確認するために講じた措置を記載した書類(当該提出を受けた書面の添付があるものに限る。)

二 整備員に対する指導に関する計画を記載した指導計画書(当該提出を受けた書面の添付があるものに限る。)

三 護身用具の種類ごとの数量を記載した書面

四 整備員に対する指導に関する計画を記載した教育計画書

五 年度ごとに、整備員教育に係る実施時期、内容、方法、時間数、実施場所、実施者の氏名及び対象となつた警備員の氏名を記録し、指導教育責任者及び実施者がこれらの事項について誤りがないことを確認する旨を付記した書類

六 年度ごとに、警備員教育に係る実施年月日、内容、方法、時間数、実施場所、実施者の氏名及び対象となつた警備員の氏名を記録し、指導教育責任者及び実施者がこれらの事項について誤りがないことを確認する旨を付記した書類

七 護身用具の種類ごとの数量を記載した書類

八 当該契約に係る警備業務の依頼者

九 第三十三条第一号ニ(当該契約が法第十条に規定する種別の警備業務を行うものである場合には、当該種別に係る合規証明書を受けている警備員の氏名を含む。)及びビワに掲げる事項

十 当該契約が法第二条第一項第一号の警備業務を行うものである場合には、第三十三条第二号ヘに掲げる事項

十一 当該契約が法第二条第一項第三号の警備業務を行うものである場合には、第三十三条第三号ロに掲げる事項

十二 当該契約が法第二条第一項第四号の警備業務を行うものである場合には、第三十三条第四号イに掲げる事項(警備業務の対象となる者の氏名を除く。)

十三 整備業務についての依頼者等からの苦情に關し、苦情を申し出た者の氏名及び連絡先

十四 苦情の内容、原因究明の結果、苦情に対する

弁明の内容、改善措置並びに苦情処理を担当した者の氏名を記載した書類

法第四十五条に規定する警備員の名簿は、当該警備員が退職した後においても、その退職の日から一年間、前項第四号に掲げる書類は、実地に指導した日から二年間、前項第五号及び第六号に掲げる書類は、当該年度が終了した後においても、その終了の日から二年間、備えておかなければならぬ。

3 第一項第五号に掲げる教育計画書は、当該年度の開始日の三十日前までに備えておかなければならぬ。
 (電磁的方法による記録)

第六十七条 前条第一項に規定する書類に記載することとされている事項が、電磁的方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて同項に規定する書類に代えることができる。

(電磁的方法による記録に係る基準)

第六十八条 法第六十五条又は前条の規定による記録をする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(報告等の要求)

第六十九条 法第四十六条の規定による報告又は資料の提出の要求は、当該要求の理由を記載した書面により行うものとする。

(証明書の様式)

第七十条 法第四十七条第二項において準用する法第三十八条第二項に規定する証明書の様式は、別記様式第一二二号のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、警備業法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第六十七号。以下「改正法」という。)の施行の日(昭和五十八年一月十五日)から施行する。

(経過措置)

この府令の施行日以降における最初の教育期間は、第二十六条第二項の表の二の項の下欄の規定にかかわらず、この府令の施行の日から昭和五十八年九月三十日までの期間とする。

3 改正法附則第四項に規定する公安委員会が警備員の指導及び教育に関する知識経験があると認める者に係る改正法による改正後の法第四条の規定により認定申請書又は届出書に添付すべき書類

類について、第四条第三号中「警備員指導教官責任者資格者証(以下「指導教育責任者資格者証」という。)」の写し」とあるのは、「公安委員会が警備員の指導及び教育に関する知識経験があると認める者であることを証する書面」と、

「第一号イ、ハ及びニ」とあるのは、「第一号イ」と読み替えて、同号(ニを除く。)の規定を適用する。

4 改正法附則第五項に規定する公安委員会が機械警備業務管理者資格者証の写し」とあるのは、「公安委員会が機械警備業務の管理に関する者に係る改正法による改正後の法第十一条の四又は第十二条の五の規定により届出書に添付すべき書類については、第三十五条第一号中「機械警備業務管理者資格者証の写し」とあるのは、「公安委員会が機械警備業務の管理に関する知識経験があると認める者であることを証する書面」と読み替えて、同号(第一号ニ及び第二号を除く。)の規定を適用する。

附 則 (昭和六一年七月一日総理府令第

四三号)

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第四十六条第一項第一号の改正規定(未及びへに係る部分に限る。)は、昭和六十一年十

月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年九月一四日総理府令第

四五号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年七月二九日総理府令第

五〇号)

この府令は、平成十年八月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一月一一日総理府令第

二号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年七月一四日総理府令第

一七号)

この府令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月七日内閣府令第

一〇号)

この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一五年八月一四日総理府令第

一九号)

この府令は、平成十三年三月二六日内閣府令

面については、当分の間、それぞれ改正後のこの府令に規定する様式による書面とみなす。

附 則 (平成八年一二月四日総理府令第

五三号)

この府令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年七月二九日総理府令第

一九号)

この府令は、平成十年八月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一月一一日総理府令第

二号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一四日総理府令第

一七号)

この府令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月七日内閣府令第

一〇号)

この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十四年法律第四十五号)の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一五年四月一日)

第一項の改正規定(結果)の下に「(その情報に応じて警備員を現場に向かわせた場合にあつては、当該受信の時から警備員が現場に到着するまでに要した時間を含む。)」を加える部分に限る。)及び第四十六条第一項の改正規定(平成十五年四月一日)

規 定 平成十五年六月一日

(経過措置)

この府令の施行の際現に警備業法第四条の二第一項後段(同法第四条の四第四項におい

ての新令第六十六条第二項の規定の適用については、同項中「当該年度が終了した後においても、その終了の日」とあるのは、「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第二十四号）の施行の日の前日」とする。

第三条 この府令の施行の日の属する年度の新令第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書についての同条第三項の規定の適用については、同項中「当該年度の開始の日の三十日前までに備えておかなければ」とあるのは、「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第二十四号）の施行の翌日から

なおその効力を有することとされた同法による
改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）
第七百五十三条の規定により成年に達したもの
とみなされた十八歳未満の者は、第一条の規定
による改正後の警備業法施行規則第四条第一項
及び第二項、第二条の規定による改正後の風俗
営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣
府令第一条並びに第三条の規定による改正後の
探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則第
二条第三項の規定の適用については、これらの
規定に規定する未成年者には含まれないものと

第四条 算して「三月以内に備えなければ」とする。

卷一百一十一

三編二乃是

行期目

この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

第八五号

(怪置過溝)

二〇

第二条 この府令による改正前の様式（次項における「旧様式」という。）により使用されてい
る書類は、当分の間、この府令による改正後の
様式によるものとみなす。
二 旧様式による用紙については、当分の間、こ
れを取り繕つて使用することができる。

第七五号

(施行期日)
この内閣府令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

2 民法の一部を改正する法律附則第二条第三項の規定又は同法附則第三条第三項の規定により

別記様式第1号（第3条関係）

別紙様式第1号(第3条関係)	
令 更替区分	自 受理登録日 ()
令 受取番号	自 受理登録月 日 月 日
令 認定公査委員会	自 認定登録月 日 月 日
令 其他の事由	自 更正登録月 日 月 日
認 定 実 中 案 書	
警備業法第5条第1項の規定により認定 第7条第1項の規定の有効期間の更新	
の申請をします。 年 月 日	

別紙1② 当該都道府県の区域外に設けようとする営業所で、当該都道府県の区域内の店舗または出張部屋に係る

別紙1② 当該概造用係の区域外に設けようとする営業所で、当該概造用係の区域内のものと同一の営業登録情報を有するもの

別紙2 (申請者が法人の場合のみ記載)

2 不要の文字は、複数で消すこと。ただし、数字を行った欄は、該当する数字を〇で書むこと(「賃俸表類の区分」欄及び「賃俸表類の強制」欄については、2以上の区分又は強制の賃俸表類を行う場合には、該当する数字すべてを〇で書むこと)とし、そのうちも上として行うものについては、◎とすること。)

3. 市業者ごとの「賃業業務の区分」欄及び「収益に係る賃業業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同前項2号の警備業務の区分を、「3号」とは同前項3号の警備業務の区分を、「4号」とは同前項4号の警備業務の区分をいりう。

4 「警備業務の種別」欄中の「現金運搬警備業務」とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものとす。その他の用語の意義については、警備員等の決定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第1条を参照すること。

3. 历史の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

月報の大きさは、日本標準規格A4とする。

別記様式第2号(第六条関係)	
警備業者	
認定をした公安委員会	公安委員会
認定の番号	第 号
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
氏名又は名称	
所在地	

記載要項 在在地欄に、立てる業者の所在地を記載すること。
備考 1 文字だけの場合は該当する欄に記入。他の記入欄は白紙とする。
2 記載を実務的に複数する場合は、別紙の入書きは、日本語規格A4とする。

別記様式第3号(第六条関係)	
監査区分	分 会員登録番号 ()
監査登録番号	監査登録年月日 ()
監査年月日	1. 現在の監査年月日 2. 前年度監査年月日 3. 未実施年月日
監査登録年月日	

支 所 事 業 手 法 出 庫

監査登録年月日より監査をします。 年 月 日

公安委員会 構 事業所の氏名又は名称及び住所

監査区分	分 会員登録番号 ()
監査登録番号	監査登録年月日 ()
監査年月日	1. 現在の監査年月日 2. 前年度監査年月日 3. 未実施年月日
監査登録年月日	

(注)監査登録年月日より監査をします。 年 月 日

公安委員会 構 事業所の氏名又は名称及び住所

別紙1(1) 出張相談件数の区域内に沿けようとする箇所	
監査区分	分 会員登録番号 ()
監査登録番号	監査登録年月日 ()
監査年月日	1. 現在の監査年月日 2. 前年度監査年月日 3. 未実施年月日
監査登録年月日	

(注)監査登録年月日より監査をします。 年 月 日

公安委員会 構 事業所の氏名又は名称及び住所

監査区分	分 会員登録番号 ()
監査登録番号	監査登録年月日 ()
監査年月日	1. 現在の監査年月日 2. 前年度監査年月日 3. 未実施年月日
監査登録年月日	

(注)監査登録年月日より監査をします。 年 月 日

公安委員会 構 事業所の氏名又は名称及び住所

別紙1(2) 出張相談件数の区域内で行なうとする監査事務ご承認箇所(出張相談件数の区域内に監査を実施するものに限る)	
監査区分	分 会員登録番号 ()
監査登録番号	監査登録年月日 ()
監査年月日	1. 現在の監査年月日 2. 前年度監査年月日 3. 未実施年月日
監査登録年月日	

(注)監査登録年月日より監査をします。 年 月 日

公安委員会 構 事業所の氏名又は名称及び住所

監査区分	分 会員登録番号 ()
監査登録番号	監査登録年月日 ()
監査年月日	1. 現在の監査年月日 2. 前年度監査年月日 3. 未実施年月日
監査登録年月日	

(注)監査登録年月日より監査をします。 年 月 日

公安委員会 構 事業所の氏名又は名称及び住所

別紙(1) ④に記載している被差別者の名前等を記入された場合									
被差別者									
性別		年齢		学年		学年		学年	
男		女		1年生		2年生		3年生	
中学生		小学生		1年生		2年生		3年生	
男		女		1年生		2年生		3年生	
中学生		小学生		1年生		2年生		3年生	
被差別者の性別、年齢、学年を記入する場合は、該当する方の□に○を記入して下さい。(複数回答可)									
被差別者									
性別		年齢		学年		学年		学年	
男		女		1年生		2年生		3年生	
中学生		小学生		1年生		2年生		3年生	
男		女		1年生		2年生		3年生	
中学生		小学生		1年生		2年生		3年生	
被差別者の性別、年齢、学年を記入する場合は、該当する方の□に○を記入して下さい。(複数回答可)									
被差別者									
性別		年齢		学年		学年		学年	
男		女		1年生		2年生		3年生	
中学生		小学生		1年生		2年生		3年生	
男		女		1年生		2年生		3年生	
中学生		小学生		1年生		2年生		3年生	
被差別者の性別、年齢、学年を記入する場合は、該当する方の□に○を記入して下さい。(複数回答可)									

別紙③ 計画実施に及ぼす場合	
① 県政機関の実施	② 地方公署委員会
③ 支援申請書	
④ 警察署長名	
⑤ 両年以内	年 月 日
(当該郵便局所の区域内に設けている有形販売所)	
名 称	<input type="text"/>
所 在 地	<input type="text"/>
備 注	<input type="checkbox"/> 1. たまねぎ屋敷、2. その他の喫茶店
(当該郵便局所の区域内に設けている有形販売所、当該郵便局所の区域内外につけられた喫食場所等を記入するもの)	
名 称	<input type="text"/>
所 在 地	<input type="text"/>
備 注	<input type="checkbox"/> 1. たまねぎ屋敷、2. その他の喫茶店
(当該郵便局所の区域内に設けている有形販売所、当該郵便局所の区域内外につけられた喫食場所等を記入しないもの)	
名 称	<input type="text"/>
所 在 地	<input type="text"/>
備 注	<input type="checkbox"/> 1. たまねぎ屋敷、2. その他の喫茶店

別紙2 当駅周辺の区域内において営業所を設け又は廃止した場合			
当 施設区分	当 駅地元安否会	当 駅地元安否会	当 地域警備隊
当 駅の場所			
当 営業所名			
当 営業所種別			
当 営業所用	年	月	日
当 廃止用	年	月	日

別紙3 当該都道府県の区域内で行う警備業務に係る営業所（当該都道府県の区域外に所在するものに限る。）の名称等に変更があつた場合

別紙4 当該相違用県の区域内で、当該相違用県の区域外に所在する営業所に係る
製造業者を担当し、又付記せられたこととをも併せ

警務署のうち現役の漁業に係るものをいう。その他の用語の意味については、警備員等の役務等に関する規則(平成27年警察庁公安部委員会規則第20号)第1条を参照のこと。

5 底定の権限に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第8号（第21条、第56条関係）

□ 警察区分	□ 宅地駆除箇所	□ ()
□ 保管番号	□ 保管年月日	□ 月 □ 日
被保護法第1項に於いて使用する用語は、第1規定により解釈をします。		

警護要件のうち、
警官の名前
年 月 日

公安委員会 聞
提出者の氏名又は名前及び住所

□ フリガナ	□ 氏名
□ 警官として公安委員会の名前	□ 公安委員会
□ 警官の番号	□
被保護者内歴込 小識	
1. 被保護者が被る区域 2. 被保護者が被る区域内外に おなじこととなることを わざわざしておなじことと おなじこととなつたこと	
被保護者内歴込の年月日	
被保護者内歴込 小識	

記載要旨
 1. お年頃は、就職しないこと。
 2. 不審な字は、隠れて消すこと。
 3. 文字を隠すこと。
 4. 「被保護者内歴込」欄には、被保護者の区域内外に
おなじこととなることを
わざわざしておなじことと
おなじこととなつたことを
記載すること。
 5. 所定の欄に記載しないときは、空欄に記載のこと。
 6. 月の大きさは、日本通常規格A4とする。

別記様式第9号（第28条関係）

□ 保管番号	□ 著
□ 保管年月日	□ 月 □ 日
被保護法第2項の規定により解釈をします。	

警護要件のうち、
警官の名前
年 月 日

公安委員会 聞
提出者の氏名又は名前及び住所

□ フリガナ	□ 氏名
□ 警官として公安委員会の名前	□ 公安委員会
□ 警官の番号	□
□ 譲	□ 式
□ 姓	□ 式
□ 氏	□ 式
□ 被保護者内歴込の年月日	□

記載要旨
 1. お年頃は、就職しないこと。
 2. 不審な字は、隠れて消すこと。
 3. 文字を隠すこと。
 4. 「被保護者内歴込」欄には、被保護者の区域内外に
おなじこととなることを
わざわざしておなじことと
おなじこととなつたことを
記載すること。
 5. 所定の欄に記載しないときは、空欄に記載すること。
 6. 月の大きさは、日本通常規格A4とする。

別記様式第10号（第28条関係）

□ 保管番号	□ 著
□ 保管年月日	□ 月 □ 日
被保護法第3項の規定により解釈をします。	

警護要件のうち、
警官の名前
年 月 日

公安委員会 聞
提出者の氏名又は名前及び住所

□ フリガナ	□ 氏名
□ 警官として公安委員会の名前	□ 公安委員会
□ 警官の番号	□
□ 姓	□ 式
□ 氏	□ 式
□ 被保護者内歴込の年月日	□

記載要旨
 1. お年頃は、就職しないこと。
 2. 不審な字は、隠れて消すこと。
 3. 文字を隠すこと。
 4. 「被保護者内歴込」欄には、被保護者の区域内外に
おなじこととなることを
わざわざしておなじことと
おなじこととなつたことを
記載すること。
 5. 所定の欄に記載しないときは、空欄に記載すること。
 6. 月の大きさは、日本通常規格A4とする。

別記様式第16号（第45条関係）

別記様式第17号（第52条関係）

別記様式第18号（第53条関係）

記入欄番号16号(西山公明) 〒107-0045 東京都港区西麻布1丁目1番地

① 登録番号 ② 登録年月日 年 月

登録欄

登録欄は、登録の際に記入しておいて、登録者に対する同様の登録の際により、登録の手続を簡便化します。

年 月

日本公安局発行 中華人民共和国及び他所

新	所 実 地	裏地 ()	一	番	此
賃貸業者対象無税の販賣する有料社の名称 (既定都道にあっては、区又は総合区の名称)					

(出) 将来の取扱又は廃止のみがあつた場合には、それそれ上記の「新」
又は「此」に付し、一回に改めて記入すること

第3回 告白警察官の公務執行で行った警報警報を発する場所(当該被験者の区域に在する所有するものに限る)の公報を記入せよあつて置け	
名 称	地 点
名 称	地 点
(被験者の住所又は当該区域に更に詳しき場合)	
名 称	地 点
名 称	地 点
(被験者の公務執務場所に在する事項に就て記入せよ(公報))	
(ア)ダヤ	□□□□□
名 称	地 点
(ア)ダヤ	□□□□□
名 称	地 点
(作業所に係る事項に変更があった場合)	
名 称	地 点
名 称	地 点
(被験者の公務執務場所に在する町村の名称(被験者に就て、氏名又は被験者の名前)の記入)	
名 称	地 点
新 建 事 宜	□□□□□
(被験者の公務執務場所に在する町村の名称(被験者に就て、氏名又は被験者の名前)の記入)	
名 称	地 点
新 建 事 宜	□□□□□
(被験者の公務執務場所に在する町村の名称(被験者に就て、氏名又は被験者の名前)の記入)	
名 称	地 点
新 建 事 宜	□□□□□

別紙4 当該都道府県の区域内で、当該都道府県の区域外に所在する基地局に係る
測量整備業務を担当する会社の名前

（当面の緊急連絡手段を行なうこととなつた場合）	
名 称	
所 在 地	郵便番号 () 一 番 都道府県 市町村 住 所 電話 () 一 番
電 話	
傳 真	
郵 便	
緊急連絡手段が実現できない場合は（たとえば、震災や火事の際など） 緊急連絡手段を行なうこととなつた場合は、次に緊急連絡手段を取る方	
（当面の緊急連絡手段を行なうこととなつた場合）	
名 称	
所 在 地	

備考
用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

別紙様式第2号 (提出箇所)	
〒100-8960 東京都千代田区霞が関1丁目1番地 内閣総理大臣官邸内閣府総務省総務審議会	
書 類 名 称	郵便賃貸業者登録者登記
	年　月　日
郵便賃貸業者登録に提出する旨郵便賃貸業者登録としての資格を有する事であることを認める。	
年　月　日	公　安　委　員　会
備　考	

- 用紙の大書きは、日本産業規格A-4とする。
- 中央部に日章の絵模様を入れる。

別記様式第20号（第62条関係）

別記様式第21号（第64条関係）

「市町村の名称」欄には、指定都市にあつては、区又は聯合区の名称を記載すること。

